

応募要領

1. 公募件名

令和6年度電子掲示板システムの運用の請負

2. 目的及び概要

各府省庁で利用する令和5年度において開発及び構築を実施した電子掲示板システムについて、当該契約の終了後における令和6年4月以降においても、継続的に当該システムの運用に関する技術的支援等を公募するものである。

3. 公募期間

令和6年3月15日から令和6年3月25日 12時

4. 契約形態等

請負契約

5. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度全省庁統一資格の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

(4) 各府省庁等において指名停止期間中の者でないこと。

(5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。

① 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与して

いるとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

(6) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

(7) 上記(1)～(6)の公募参加資格のない者の提出書類等は無効とする。

6. 応募条件

電子掲示板システムにおける運用については、利用対象が各府省庁や地方自治体が業務に当たり横断的に各情報共有等を実施するため、安定的かつ円滑な運用が必要となることから、当該仕様を踏まえた円滑な運用が可能となる事業者を選定する。

7. 仕様内容

別添仕様書のとおり

8. 応募書類

(1) 参加申込書(様式1)

(2) 誓約書(別記)

(3) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

(4) 見積書(様式は任意とする。ただし、経費内訳を明記すること)

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の申込書等は無効とする。

9. 応募書類の提出期限及び提出先等

本応募要領に従って応募書類を作成し、以下の提出期限までにメールにて提出すること。

(1) 提出期限：令和6年3月25日(月)12時必着

(2) 提出先

デジタル庁会計担当契約班(担当：坂口)

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 20階

電話：070-7416-9924（代表）

※提出にあたっては、必ず電話にて事前連絡を行うこと。

E-mail：keiyakuall@digital.go.jp

(3) 本応募要領に関する問い合わせ先

デジタル庁省庁業務サービスグループ GSS 総括担当（担当：若月）

電話：03-6849-2518（直通）

E-mail：denshikeijibanunyou@digital.go.jp

10. 契約相手方の決定

(1) 契約相手方の決定方法

本件の要件を満たす事業者が一者の場合、当該役務において、各府省庁との調整業務を滞らせることなく遂行するため、その者と随意契約を行うこととする。なお、そのような事業者が複数の場合、企画競争へと移行する。

(2) 審査結果の通知

審査の結果については、令和6年3月26日（火）までに、提案者に対して、省庁業務サービスグループ GSS 総括担当より電話又はメールのいずれかの方法により通知する。

11. その他

(1) 応募書類等の作成費用は提案者の負担とする。

(2) 提出された応募書類等は返却しない。

(3) 提出された応募書類等に対して、質問した場合には対応すること。